

「平成 31 年度根岸住宅地区返還跡地利用調査業務委託」に係る 提案書作成要領

本業務における提案書作成要領は、次のとおりです。

1 件名

平成 31 年度根岸住宅地区返還跡地利用調査業務委託

2 業務の内容

別紙業務説明資料のとおり

概算業務価格（上限）は約 20,769 千円（税込）です。

なお、提案書提出時には参考見積書（平成 30 年度設計業務委託等技術者単価を使用）を提出するものとします。

3 参加に係る手続き

本プロポーザルにおいて提案書の提出を希望する場合は、必ず参加意向申出書（様式 1）、誓約書（様式 2）を提出して参加表明を行ってください。

(1) 提出期限 平成 31 年 2 月 14 日（木）午後 5 時まで（必着）

(2) 提出先 横浜市政策局基地対策課 担当 長瀬、後藤
〒231-0016 横浜市中区真砂町 2-22 関内中央ビル 5 階
電 話 045-671-2472

(3) 提出方法 郵送（一般書留、簡易書留又は特定記録）又は持参

（注意）・提出期限を過ぎた場合は受け付けません。ただし、配達業者の事由により到着が遅れた場合は、その証明をもって受け付けます。

・郵送の場合は、発送後に必ず提出先まで電話連絡を行ってください。

・持参の場合は、平日午前 9 時～正午と午後 1 時～5 時に、政策局基地対策課にて受け付けます。（以下、同様）。

(4) 参加表明時の提出書類

ア 参加意向申出書（様式 1） 1 部

イ 誓約書（様式 2） 1 部

ウ 参加資格確認結果通知書の返信用封筒 1 枚

※定形サイズの封筒を使用し、通知書郵送先のあて先を明記のうえ、82 円分の切手を貼付してください。

(5) 提案資格確認結果の通知

参加意向申出書を提出した者のうち、提案資格が認められた者及び認められなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。なお、提案資格が認められた者には、併せてプロポーザル関係書類提出要請書（様式 5）を送付いたします。

ア 通知日 平成 31 年 2 月 19 日（火） 普通郵便により発送します。

イ その他 提案資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により提案資格が認められなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日後の午後 5 時までに参加意向申出書提出先（政策局基地対策課）まで提出しなければなりません。

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日以内に説明を求めた者に対し書面により回答いたします。

4 質問書（要領-1）の提出

本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書の提出をお願いします。質問内容及び回答については、提案資格を満たす者であることを確認した全者に通知します。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

(1) 提出期限 平成 31 年 2 月 26 日（火）午後 5 時まで（必着）

(2) 提出先 横浜市政策局基地対策課
〒231-0016 横浜市中区真砂町 2-22 関内中央ビル 5 階

電話 045-671-2472

E-mail ss-kichitaisaku@city.yokohama.jp

- (3) 提出方法 持参、郵送又は電子メール（ただし、持参以外は着信確認を行ってください。）
- (4) 回答日及び方法 平成31年3月1日（金）電子メールにより送付します。

5 提案書の内容

- (1) 提案書は、別添の所定の書式（要綱様式4及び要領-2～-6）に基づき作成するものとします。
- (2) 用紙の大きさは原則A4版縦とします。
- (3) 提案については、次の項目に関する提案を所定の様式に記載してください。

ア 業務実施体制（要領-2）

イ 予定技術者（資格者等）の経歴等（要領-3）

ウ 予定技術者（資格者等）の同種・類似業務実績（要領-4）

エ 提案内容（要領-5）

提案内容については、次の課題に対する提案とします。A3版横（片面）最大2頁でまとめてください。

(ア) 業務履行にあたっての基本認識や、全社的な支援体制のほか、業務を実施する上で特に重視する事項を提示するとともに、実施工程に関して、2019年8月下旬の跡地利用基本計画（案）の中間とりまとめに向け、提案した工程を実現するための創意工夫などの取組内容を記載してください。

(イ) 都心部周辺の広大な土地や立地等を活かして、地域や市内の活性化、広域的な課題解決のための跡地利用の検討にあたり、その前提条件として、アクセス路の整備や交通機関の導入などを行い、交通利便性を向上させるとともに、地区西側の急勾配な斜面地の安全性を確保する必要があります。

本業務の実施において、民間土地所有者等の生活再建に向けた跡地利用や、事業採算性にも配慮しながら、上記の前提条件への対応策として、どのような取組が考えられるか提案してください。

オ 提案書の開示に係る意向申出書（要領-6）

- (4) 配置予定技術者（資格者）の条件は、次のとおりとします。

ア 予定技術者（資格者）の要件

管理技術者：技術士（建設部門（都市及び地方計画））の資格を有していること

担当技術者：1名以上が技術士（建設部門（都市及び地方計画））の資格を有していること

イ 管理技術者を含めた業務従事者のうち土地区画整理士の資格、一級建築士の資格を有するものをそれぞれ1人以上とします。

ウ 担当技術者（資格者）に必要とされる同種又は類似業務の実績

担当技術者は、下記に示す「同種又は類似業務」の実績を有するものとします。

「土地利用転換を含めた大規模なまちづくり計画、都市基盤整備及びその事業手法の検討に関する業務」

提案書の作成にあたっては、次の事項に留意して下さい。

ア 文書を補完するため最小限のイメージ図・イラスト等を使用し、わかりやすく簡潔に記述してください。

イ 文字は注記等を除き原則として10ポイント程度以上の大きさとし、所定の様式に収まる範囲で記述して下さい。

ウ 多色刷りは可としますが、評価のためモノクロ複写しますので、見易さに配慮をお願いします。

- (5) 提案書評価基準における「ワーク・ライフ・バランスに関する取組」の状況を示す資料として、次のとおり有効期間内の資料を提出してください。

※下記の計画の策定や認定の取得が無い場合は、資料の提出は不要です。

対 象	提出資料	部 数
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している場合	労働局の受付印のある「一般事業主行動計画の写し」	2部
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定している場合	労働局の受付印のある「一般事業主行動計画の写し」	
次世代育成支援対策推進法による認定（くるみんマーク、プラチナくるみんマーク）を取得している場合	「基準適合一般事業主認定通知書の写し」または「基準適合認定一般事業主認定通知書の写し」	
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし）を取得している場合	「認定通知書の写し」	
若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール）の取得	「認定通知書の写し」	
よこはまグッドバランス賞の認定を取得している場合	「認定通知書の写し」または「認定証の写し」	

6 評価基準

提案書評価基準のとおり（業務実績及び提案内容に対して評価を行います。参考見積金額は評価の対象になりません。）

7 提案書の提出

(1) 提案書の提出

- ア 提出部数 2部（正1部、複写用1部）
- イ 提出先 3(2)と同じ
- ウ 提出期限 平成31年3月8日（金）午後5時まで（必着）
- エ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。）

(2) その他

- ア 所定の様式以外の書類については受理しません。
- イ プロポーザルの提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。
- ウ 提出された書類は、返却しません。
- エ プロポーザルに記載した配置予定の技術者（資格者等）は、病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできません。
- オ プロポーザルの提出は、1者につき1案のみとします。
- カ 提案内容の変更は認められません。

8 プロポーザルに関するヒアリング

プロポーザルに関するヒアリングを行います。

- (1) 実施日時（予定） 平成31年3月下旬
- (2) 実施場所（予定） 横浜市政策局基地対策課 会議室
〒231-0016 横浜市中区真砂町2-22 関内中央ビル5階
- (3) 出席者 統括責任者と主任技術者（資格者）を含む3名以内としてください。
- (4) その他
 - ・時間等詳細については、別途お知らせします。
 - ・提案書を基に実施しますので、パソコン、プロジェクター等の機材の持ち込みは不可とします。

9 プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名称	政策局第1入札参加資格審査・指名業者選定委員会	平成31年度根岸住宅地区返還跡地利用調査業務委託に係るプロポーザル評価委員会
所掌事務	プロポーザル方式の実施及び受託候補者の特定に関する事	プロポーザルの評価に関する事
委員	政策局 政策局長 女性活躍・男女共同参画担当理事 大学担当理事 基地担当理事 総務部長 大都市制度・広域行政室長 政策部長 報道担当部長 共創推進室長 総務課長	委員長 政策局総務部長 副委員長 政策局総務課長 委員 政策局政策課担当課長 政策局政策課担当課長 政策局政策課担当課長 政策局基地対策課担当課長

10 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、プロポーザルを特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。

- (1) 通知日（予定） 平成31年4月上旬
- (2) その他 特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は、本紙が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければなりません。
本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

11 プロポーザルの取扱い

- (1) 提出されたプロポーザルは、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。
- (2) 提出されたプロポーザルは、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。
- (3) 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。
- (4) プロポーザルの作成のために本市において作成された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。

12 プロポーザル手続における注意事項

- (1) プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、本市各局の業者選定委員会において特定を見合わせる場合があります。
- (2) プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- (3) 特定されたプロポーザルを提出した提案者とは、後日、本要請書及び特定されたプロポーザル等に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。
なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。
- (4) 参加意向申出書の提出期限以後又は氏名通知の日以後、受託候補者の特定の日までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行います。

13 無効となるプロポーザル

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの
- (7) 本プロポーザルに関して、政策局第1入札参加資格審査・業者選定委員会及び平成31年度根岸住宅地区返還跡地利用調査業務委託に係るプロポーザル評価委員会委員との接触があった者
- (8) ヒアリングに出席しなかった者

14 過年度報告書等

プロポーザルの提出要請者は、

- ・平成22年度から29年度までの調査業務委託の報告書
- ・平成30年度業務で行っている検討資料

を2月20日（水）から3月8日（金）まで閲覧を行うことができます。閲覧を希望する者は、必ず事前に政策局基地対策課まで連絡ください。なお、平成30年度業務で行っている検討資料については検討内容の一部分の閲覧となります。

15 その他

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、貴社の負担とします。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否
要する。